春日一丁目及び花園三丁目を加える。

平成6年9月21日熊本県告示第735号の事業地のうち、花園七丁目、池上町字柿谷、松尾町上松尾字下垂玉及び字宮ノ前を削る。

昭和38年8月16日建設省告示第2021号、昭和44年3月31日建設省告示第1048号及び平成6年9月21日熊本県告示第735号の事業地のうち蓮台寺五丁目、秋津町字鳥飼、島崎一丁目及び戸島一丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和 25 年 7 月 28 日建設省告示第 903 号、昭和 32 年 10 月 28 日建設省告示第 1346 号、昭和 38 年 8 月 16 日建設省告示第 2021 号、昭和 40 年 5 月 29 日建設省告示第 1406 号、昭和 44 年 3 月 31 日建設省告示第 1048 号、昭和 46 年 10 月 16 日熊本県告示第 891 号、昭和 47 年 9 月 2 日熊本県告示第 708 号、昭和 47 年 10 月 31 日熊本県告示第 860 号、昭和 48 年 12 月 11 日熊本県告示第 974 号、昭和 50 年 3 月 29 日熊本県告示第 280 号、昭和50年12月9日熊本県告示第1031号、昭和51年8月21日熊本県告示第767 号、昭和53年3月31日熊本県告示第308号の8、昭和54年2月17日熊本県告示第 132 号、昭和 54 年 5 月 29 日熊本県告示第 429 号、昭和 56 年 9 月 19 日熊本県告示第 846号、昭和57年1月19日熊本県告示第54号、昭和57年8月12日熊本県告示第 854 号、昭和 59 年 3 月 22 日熊本県告示第 254 号、昭和 61 年 8 月 26 日熊本県告示第 644 号、昭和63年3月1日熊本県告示第185号、平成元年3月24日熊本県告示第254 号、平成3年1月30日熊本県告示第85号、平成4年8月14日熊本県告示第596号、 平成 4 年 12 月 18 日熊本県告示第 942 号、平成 5 年 4 月 9 日熊本県告示第 330 号、平 成 6 年 9 月 21 日熊本県告示第 735 号、平成 6 年 12 月 28 日熊本県告示第 1043 号、平成 9 年 3 月 7 日熊本県告示第 145 号、平成 10 年 11 月 30 日熊本県告示第 761 号、平成 13 年 2 月 14 日熊本県告示第 112 号、平成 13 年 4 月 9 日熊本県告示第 315 号及び 平成 15年3月24日熊本県告示第290号の事業地のうち、明徳町字上市原、梶尾町 字尾国、字三ツ丸屋敷、字木村屋敷、字鶴の原、字中尾原、字古屋敷、字五反田、字谷山、字古関原、字出口、字谷山原、西梶尾町字下畑、字一町畑、楠野町字前畑、 字古賀屋敷、字裏畑、字板倉、字舞鶴、字中原、鹿子木町字花の木、字堀内、字塔の本、下硯川町字松作、字大迫、字登立、字町古閑、四方寄町字南原、字外沖、字 追の上、字権現谷、字不動、字内鶴、字水落、字外屋敷、字上野屋敷、鶴羽田町字垣の外、字出口、字沖野、字前畑、字上ノ原、字東畑、字迫畑、字一の口、字大道端、楡木二丁目、楡木三丁目、清水町麻生田、清水町一丁目、清水町二丁目、清水 徳王町字五戸窪、字道越、字道免、字富尾田、楠一丁目、楠二丁目、楠三丁目、楠 四丁目、楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁目、高平一丁目、清水万石一丁目、 清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石五丁目、兔谷一丁目、清水東町、八分 字町字池、字上河原、字天神免、字中河原、字前及び字ナシ居屋敷の全部を加え、硯 川町字堀ノ内、明徳町字大道下、字古関山屋敷、梶尾町字立野、字立石、字峰、字 草木原、字宮の本、字井手元、字陳内屋敷、字前田、字寺の下、西梶尾町字外井川、 字大浦屋敷、字明八亥、字上り口、字杉尾屋敷、楠野町字小堂、字町裏、字又丸屋